

四日市市告示第175号

四日市市大規模大会等開催事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市大規模大会等開催事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市大規模大会等開催事業費補助金交付要綱（令和4年四日市市告示第194号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                              |  |                  |       |         |
|----------------------------------|--|------------------|-------|---------|
| 別表1 補助対象事業等                      |  |                  |       |         |
| 各事業区分の補助対象事業の内容等については、下表のとおりとする。 |  |                  |       |         |
| 事業区分                             | 事業内容、対象基準  | 補助対象事業者          | 補助率   | 補助限度額   |
| (1)国際大会の開催事業                     | (1) 国際大会を開催する経費の一部を補助する事業である。<br>(2) 対象とする事業は、次のすべての基準を満たさなければならない。<br>ア 対象競技<br>両大会の正式競技 51 競技<br>イ 主催（主管）<br>国際オリンピック委員会（IOC）、国際パラリンピック委員会（IPC）、国際競技連盟（IF）、日本スポーツ協会（JSP0）、日本パラスポーツ協会（JPSA）、中央競技団体（NF）の加盟団体等<br>ウ 大会規模等<br>10カ国以上のチーム又は選手参加が見込まれること。また、年代（シニア・ジュニア等）や格付け（四大会・チャンピオン大会等）などを問わず、あらゆるカテゴリーの国際大会を | 国際競技団体、国内中央競技団体等 | 1/2以内 | 1,500万円 |

|              |  |           |       |         |
|--------------|--|-----------|-------|---------|
|              | 対象とする。   |           |       |         |
| (2)全国大会の開催事業 | <p>(1) 全国大会を開催する経費の一部を補助する事業である。</p> <p>(2) 対象とする事業は、次のすべての基準を満たさなければならない。</p> <p>ア 対象競技<br/>両大会の正式競技 51 競技</p> <p>イ 主催（主管）<br/>日本スポーツ協会（JSP0）、日本パラスポーツ協会（JPSA）、中央競技団体（NF）の加盟団体等</p> <p>ウ 大会規模等<br/>すべての都道府県のチーム又は選手を参加対象とした全国大会であること。<br/>また、年代（小・中・高・大学・実業団等）や格付け（全日本選手権・地域代表対抗戦等）などを問わず、あらゆるカテゴリーの全国大会を対象とする。</p> | 国内中央競技団体等 | 1/2以内 | 1,000万円 |
| 備考           |  |           |       |         |
| 1 から 3 まで（略） |  |           |       |         |

|                                  |  |             |       |         |
|----------------------------------|--|-------------|-------|---------|
| 改正前                              |  |             |       |         |
| 別表 1 補助対象事業等                     |  |             |       |         |
| 各事業区分の補助対象事業の内容等については、下表のとおりとする。 |  |             |       |         |
| 事業区分                             | 事業内容、対象基準  | 補助対象事業者     | 補助率   | 補助限度額   |
| (1)国際大会の開催事業                     | <p>(1) 国際大会を開催する経費の一部を補助する事業である。</p> <p>(2) 対象とする事業は、次のすべての基準を満たさなければならない。</p> <p>ア 対象競技</p> | 国際競技団体、国内中央 | 1/2以内 | 1,500万円 |

|                               |   |           |        |          |
|-------------------------------|---|-----------|--------|----------|
|                               | <p>両大会の正式競技 51 競技</p> <p>イ 主催（主管）<br/>国際オリンピック委員会（IOC）、国際パラリンピック委員会（IPC）、国際競技連盟（IF）、日本スポーツ協会（JSP0）、日本障がい者スポーツ協会（JP SA）、中央競技団体（NF）の加盟団体等</p> <p>ウ 大会規模等<br/>10 カ国以上のチーム又は選手参加が見込まれること。また、年代（シニア・ジュニア等）や格付け（四大大会・チャンピオン大会等）などを問わず、あらゆるカテゴリーの国際大会を対象とする。</p>   | 競技団体等     |        |          |
| (2) 全国大会の開催事業                 | <p>(1) 全国大会を開催する経費の一部を補助する事業である。</p> <p>(2) 対象とする事業は、次のすべての基準を満たさなければならない。</p> <p>ア 対象競技<br/>両大会の正式競技 51 競技</p> <p>イ 主催（主管）<br/>日本スポーツ協会（JSP0）、日本障がい者スポーツ協会（JP SA）、中央競技団体（NF）の加盟団体等</p> <p>ウ 大会規模等<br/>すべての都道府県のチーム又は選手を参加対象とした全国大会であること。<br/>また、年代（小・中・高・大学・実業団等）や格付け（全日本選手権・地域代表対抗戦等）などを問わず、あらゆるカテゴリーの全国大会を対象とする。</p> | 国内中央競技団体等 | 1/2 以内 | 1,000 万円 |
| <p>備考</p> <p>1 から 3 まで（略）</p> |   |           |        |          |

改正後

別表2 補助対象経費

| 事業区分                               | 補助対象経費                     |     |
|------------------------------------|----------------------------|-----|
|                                    | 項目                         | 内容  |
| (1) 国際大会の開催事業<br><br>(2) 全国大会の開催事業 | ① 報償費                      | (略) |
|                                    | ② 旅費<br>(交通費、宿泊料)          | (略) |
|                                    | ③ 消耗品費                     | (略) |
|                                    | ④ 燃料費                      | (略) |
|                                    | ⑤ 食糧費                      | (略) |
|                                    | ⑥ 印刷製本費                    | (略) |
|                                    | ⑦ 通信運搬費                    | (略) |
|                                    | ⑧ 保険料                      | (略) |
|                                    | ⑨ 委託料                      | (略) |
|                                    | ⑩ 使用料及び賃借料                 | (略) |
|                                    | ⑪ その他、事業実施のために、市長が必要と認めた経費 | (略) |

備考

1 次に掲げる経費は、補助対象経費としないものとする。

(1) から (5) まで (略)

(6) 予備費、その他事業に直接要しない経費 (大会誘致に係る視察等の旅費・宿泊費など)

2 (略)

改正前

別表2 補助対象経費

| 事業区分                               | 補助対象経費                     |     |
|------------------------------------|----------------------------|-----|
|                                    | 項目                         | 内容  |
| (1) 国際大会の開催事業<br><br>(2) 全国大会の開催事業 | ① 報償費                      | (略) |
|                                    | ② 旅費<br>(交通費、宿泊料)          | (略) |
|                                    | ③ 消耗品費                     | (略) |
|                                    | ④ 燃料費                      | (略) |
|                                    | ⑤ 食糧費                      | (略) |
|                                    | ⑥ 印刷製本費                    | (略) |
|                                    | ⑦ 通信運搬費                    | (略) |
|                                    | ⑧ 保険料                      | (略) |
|                                    | ⑨ 委託料                      | (略) |
|                                    | ⑩ 使用料及び賃借料                 | (略) |
|                                    | ⑪ その他、事業実施のために、市長が必要と認めた経費 | (略) |

備考

1 次に掲げる経費は、補助対象経費としないものとする。

(1) から (5) まで (略)

(6) 予備費、その他事業に直接要しない経費

2 (略)

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(シティプロモーション部スポーツ課)